

第21回

島原市農業委員会総会議事録

平成22年2月26日

第 2 1 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 2 年 2 月 2 6 日 (金) 1 4 時 0 0 分
2. 閉会日時 平成 2 2 年 2 月 2 6 日 (金) 1 4 時 2 0 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 2 9 名 欠席者 2 名
5. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (耕作権設定) の規定による許可について
 - 第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 5 号議案 非農地証明願について
 - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
6. 報告事項
 - 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借解約通知、農業用施設届について

議長

ただ今より、第21回島原市農業委員会総会を開会します。

本日は、27番、8番、委員は所用のため欠席、13番 委員は所用のため遅れるとの連絡がっておりますので、出席委員は31名中28名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、11番委員、12番委員を指名します。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による耕作権設定の許可申請の1番から2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による耕作権設定の1番について使用借人の面積は下限面積に達しております。農機具はトラクター、マルチ張機、リフト、人参洗浄機をそれぞれ1台ずつ保有しております。3人の労働力があり、使用借人は25年の農業就労歴があり、通作距離は車で5分から10分です。

使用貸借期間は10年間で、使用貸借契約書も添付され、すべての許可要件を満たしており、効率的な事業経営が可能です。

2番の使用借人の面積も下限面積に達しており、農機具はトラクター、軽トラックをそれぞれ1台ずつ保有しております。3人の労働力があり、使用借人は7年の農業就労歴があり、通作距離は車で15分内です。

使用貸借期間は10年間で、使用貸借契約書も添付され、すべての許可要件を満たしており、効率的な事業経営が可能です。

議長

ただ今の説明に関して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請は、親から子への経営の移譲であり、使用借人も25年の農業経験がありますので、問題ないと思います。

現地調査員

2番の申請も、親から子への経営の移譲であり、使用借人も7年の農業経験がありますので、問題ないと思います。

議長

1番と2番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」との発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番と2番は許可することに決定します。

議長

第2号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権の移転の許可申請の1番から4番

を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の1番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、トラックをそれぞれ、1台ずつ保有しております。譲受人は35年の農業就労歴があり、通作距離は車で10分です。すべての許可要件を満たしており、効率的な事業経営が可能です。

2番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、耕耘機、田植機をそれぞれ1台ずつ保有しております。2人の労働力があり、譲受人は28年の農業就労歴があり、通作距離は車で10分です。

3番の申請の譲受人は2番と同一人で、2番申請と同じ要件です。

4番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植機及び管理機をそれぞれ1台ずつ所有しております。1人の労働力があり、譲受人は30年の農業就労歴があり、通作距離は徒歩で5分です。すべての許可要件を満たしており、効率的な事業経営が可能です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請人について、意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は経営規模拡大のための申請ですので、問題ないと思います。

現地調査員

2番、3番の申請は、島原市の公共事業による道路付け替えに伴うもので、問題ありません。

現地調査員

4番の申請人について、意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は徒歩で5分という耕作利便なところの申請ですので、問題ないと思います。

議長

1番から4番までについて、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、1番から4番は許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案の1番から4番までは、許可することに決定します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番の使用借人は申請地に事務所兼住宅1棟を建築したいとのこと。

申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。
被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、南側は道路、西側は農地、東側は宅地になっており、雨水は自然流下により水路へ、汚水はくみ取り、生活雑排水は溜めますより道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番について、譲渡人、譲受人の共有名義の進入路として利用したいとのことです。
申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。
被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は譲渡人の農地、西側、東側は道路、南側は宅地となっており、雨水について自然流下により放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

3番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

3番について、申請地に住宅を建築したいとのです。

申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。

被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、東側は農地、西側は譲受人の宅地、南側は道路となっており、雨水について水路放流、汚水、生活雑排水は溜めますにいい、そこからポンプで隣接地の親の溜めますにつなぎ、道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第4号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案非農地証明願いの1番について、申請人は平成3年6月頃より山林として利用しているそうです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

普賢岳災害により立ち入り禁止となり、植林して山林と判断することに問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見がありませんので、非農地証明書交付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、1番は非農地証明書交付することに決定します。

議長

2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番について、申請人は平成2年春頃より宅地として利用しているそうです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

建物を見ると、20年以上経過し非農地と判断することに問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見がありませんので、非農地証明書交付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、2番は非農地証明書交付することに決定します。

議長

3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番について、申請人は平成元年月日不詳頃より宅地として利用しているそうです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

建物を見ると、20年以上経過し非農地と判断することに問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見がありませんので、非農地証明書交付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、3番は非農地証明書交付することに決定します。

議長

4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番について、申請人は昭和10年7月日不詳頃より宅地として利用しているそうです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

建物を見ると、20年以上経過し非農地と判断することに問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見がありませんので、非農地証明書交付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、4番は非農地証明書交付することに決定します。
第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の承認を得ようとするものです。

耕作権の新規設定	8件	15筆	17,659㎡
耕作権の再設定	6件	7筆	6,620㎡
合計	14件	22筆	24,279㎡

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定します。

農地法第18条の合意解約等は7ページ、8ページに記載のとおりでありますのでご報告します。

これで、第21回島原市農業委員会総会を閉会します。

以上、議事の顛末に相違ないことを証するため

議長は、議事録署名委員と共に署名する

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____